

○施設基準届出（令和 8（2026）年 4 月 1 日現在）

【基本診療科】

- ・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）
- ・臨床研修病院入院診療加算（基幹型）
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算 2
- ・医師事務作業補助体制加算 1（1.5対1）
- ・急性期看護補助体制加算 1 2.5対1（看護補助者 5割以上）
 - 夜間 1.0対1 急性期看護補助体制加算
 - 注 3 夜間看護体制加算
 - 注 4 看護補助体制充実加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（3階東病棟）
- ・医療安全対策加算 1
- ・医療安全対策地域連携加算 1
- ・感染対策向上加算 1
 - 注 2 指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 2（SCU）
- ・データ提出加算 2
- ・入退院支援加算 1
 - 注 8 総合機能評価加算
- ・認知症ケア加算 3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・特定集中治療室管理料 1
- ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ・医療 DX 推進体制整備加算

- ・入院時食事療養（I）/入院時生活療養（I）

【特掲診療科】

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5 遠隔モニタリング加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料(1)
- ・二次性骨折予防継続管理料(3)
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3 救急搬送看護体制加算1
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3 相談支援加算
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・検体検査管理加算(IV)
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・遠隔脳波診断(送信側)
- ・神経学的検査
- ・画像診断管理加算1
- ・画像診断管理加算2
- ・遠隔画像診断
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(¹⁸FGD)
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤)
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・心臓MRI撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料1
- ・脳血管疾患リハビリテーション料1
- ・運動器リハビリテーション料1
- ・呼吸器リハビリテーション料1
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算

- ・慢性維持透析濾過加算
- ・組織拡張器による再建手術（一連につき）〔乳房（再建手術）の場合に限る。〕
- ・後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカー）及びペースメーカー交換術
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極除去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・輸血管理料（Ⅱ）
- ・輸血管理料の注2に掲げる輸血適正使用加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術（1年間の実施件数を掲示）
- ・麻酔管理料（Ⅰ）

- ・看護職員処遇改善評価料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料

以 上